

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和5年度)

作成日 2023/9/27

最終更新日 2023/9/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和5年7月1日
国立大学法人名		国立大学法人山形大学
法人の長の氏名		玉手 英利
問い合わせ先	更新あり	企画・戦略室 Tel：023-628-4192 e-mail：yu-kikair@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
URL		https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/governance/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【確認の方法】 全原則への適合状況を洗い出し、適否を判断する理由や根拠の確認作業を行った後、経営協議会委員に意見照会を行った。また、経営協議会から提出された意見も踏まえた上で修正を行い、令和5年9月20日開催の経営協議会において審議了承された。 【主な意見について】 「ガバナンスコードにかかる適合状況等に関する報告書」は、全体として、極めて適正かつ公正な内容になっていて、大学が目指す方向、行動計画実施状況、課題などが明確に示され、分かりやすく記載されている。また、内容の公表についても適正になされて、透明性を確保されていることは、健全で適正な大学経営・運営に資するものとして、高く評価できる。 さらに、ガバナンスレポートなるものも作成され、現状の補足説明をなされていることや大学の行動計画の進捗状況を示すレポートも作成され公表されていることは、大学の現状を社会に正しく理解していただくために極めて有効に機能しているものと考えられ、高く評価できる。

監事による確認	更新あり	【確認の方法】 全原則への適合状況を洗い出し、適否を判断する理由や根拠の確認作業を行った後、監事に意見照会を行った。また、監事から提出された意見も踏まえた上で修正を行い、令和5年9月20日開催の経営協議会において審議了承された。 【意見及び本学の対応について】 (意見) ガバナンス・コードの各原則を全て実施していることを確認した。今後は継続して実施内容の見直しを行い、ガバナンスの強化に努めていただきたい。 行動計画の点検や評価は丁寧に実施されているが、翌年度の予算や計画に反映させるためには実施時期等の見直し等も検討すべきではないだろうか。 事務職員の学長補佐への登用に加え、教職協働の観点からも、高度専門職人材の育成、登用、配置に向けたニーズも多く具体的な道筋を示すべきである。 研究費不正使用に続き、入試問題と様々な事案が発生し再発防止に向けた取組が行われているが、内部統制会議を中心にしたリスクマネジメントの強化を期待したい。 (対応) いただいた意見に対しては、担当部署において適宜対応していく。
その他の方法による確認		作成日時点において、実施していません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1-1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更新あり	本学では、教育、研究及び地域貢献に全力で取り組み、国際化に対応しながら、地域変革のエンジンとしてキラリと光る存在感のある大学を目指し、3つの使命『地域創生』『次世代形成』『多文化共生』及び5つの基本理念『学生教育を中心とする大学創り』『豊かな人間性と高い専門性の育成』『「知」の創造』『地域創生及び国際社会との連携』『不断の自己改革』を定めるとともに、これまでの「山形大学の将来構想」を一新し、本学が社会との共育・共創・共生により持続可能な幸福社会を目指す将来ビジョン「つなぐちから。山形大学」を令和3年度に策定しました。なお、本ビジョン策定にあたっては、学外有識者である顧問15名に対する顧問会議での説明に加え、全キャンパスにおいて意見交換会を開催し、ビジョンの周知とともに実現に向けた意見交換を行いました。 また、上記のビジョン等の実現及びその道筋を明確化するため、第4期中期目標・中期計画（令和4年度から令和9年度）を策定するとともに、中期目標・中期計画達成に向けた行動計画を令和4年度から策定しています。「行動計画」は、中期目標・中期計画の達成に向けた計画に加え、将来ビジョンの実現や本学が喫緊に取り組むべき課題の解決に向けた計画を掲載し、毎年度策定しています。なお、行動計画に達成状況については、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の行動計画に反映させています。 なお、上記の使命と基本理念、将来ビジョン、中期目標、中期計画、行動計画及び自己点検・評価の情報は、大学ホームページにおいて公表しています。 [大学ホームページ] 山形大学将来ビジョン https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/future_vision/ 中期目標・中期計画 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/middle/ 行動計画 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/3716/8730/9277/R5_.pdf 自己点検・評価 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/check/
補充原則 1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学の使命と基本理念、将来構想等に基づき作成した中期計画、行動計画等について、毎年度自己点検・評価（本学で実施しているキャンパス経営力評価及び内部質保証に係る自己点検・評価）を行い、進捗状況や達成状況を検証しています。なお、これら自己点検・評価の情報、行動計画等については、大学ホームページにおいて公表しています。 また、検証結果を基に改善に反映させた結果等については、上記自己点検・評価の結果を翌年度の行動計画に反映させたり、内部質保証に係る自己点検・評価結果（入試、学生支援、施設・設備）に基づく改善状況等を本学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] ・自己点検・評価（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/check/
補充原則 1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本学では、組織の自立と責任体制の明確化による効果的な組織運営の実現を目指し、経営面と教学面、それぞれの権限と責任の明確化するに加え、学長及び役員会が大学全体を統括する組織体制を構築しており、学内規則に経営面と教学面の各組織とその権限等について明記し、公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000001.html 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000021.html
補充原則 1-3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	山形大学人事基本方針を策定し、大学ホームページで公表しています。その基本方針に基づき、本学は構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、教職員一人ひとりが力を最大限に発揮できるように人員配置の適正化に務めています。 本学が求める人物像についても「学生の学びと育ちを第一に心がける人」など3つの観点で定めるとともに、特に教員については、高い学識を持つこと、教育・研究に強い意欲を持つこと等を定め、職員については、不断に自己研鑽を行うこと、環境の変化に柔軟に対応できること等を定めています。 [大学ホームページ] 山形大学人事基本方針 ～求める職員像～ https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/3316/6311/8084/jinjikihonhoushinR0404.pdf 山形大学男女共同参画基本計画(第2次) https://www.diversity.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/10/kihonkeikaku2-2.pdf 女性の活躍／次世代育成 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/woman/ 国立大学法人山形大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000270.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第４期中期計画「Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）・収支計画及び資金計画」に中期計画期間中の予算を記載しています。また、設備マスタープラン、キャンパスマスタープラン及び人件費の削減計画等、中期的な計画に基づき予算編成を行っています。なお、収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画として、「第４期中期目標期間（令和４～９年度）における財務計画について」を策定し、ホームページにおいて公表しています。 [大学ホームページ] 中期計画（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/middle/ 第４期中期目標期間（令和４～９年度）における財務計画について https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/5916/4982/7924/202204_zk.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	法人の活動状況や資金の使用状況等を分かりやすく公表するため、令和４年度から「統合報告書」を作成し、大学ホームページに公表しています。財務情報や非財務情報（経営戦略、事業概要）等について、わかりやすく簡潔に、共感を得られるような説明を心がけるとともに、ビジョン・戦略に関する情報、コンプライアンスに関する情報、大学基本情報等を追加し内容を充実させています。 また、「財務諸表」等により財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー等を公表しており、附属明細書により部局別のセグメント情報を公表し、活動状況及びコストの見える化を図っています。 [大学ホームページ] 統合報告書2022 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/yu-integrated-report2022/ 財務諸表 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/corporate22/corporate22_finance/
補充原則１－４② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針	更新あり	次世代の大学経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するため、「国立大学法人山形大学の経営人材育成方針」を令和３年11月に策定し、大学ホームページにおいて公表しています。 本方針に基づいた取組として、学長補佐制度、理事特別補佐制度及び副学部長制度等を設け、教職員が法人経営へ参画する機会を導入するとともに、任命された教員を学外会議等に積極的に参加させるほか、事務職員を国立大学協会等が実施している法人経営に関する知識・能力育成を目的とした研修に積極的に参加させる等、各種研修制度の活用により計画的な人材育成を継続的に実施しています。 また、学長、学長が指名する理事、事務部長等が連携して定期的に経営人材の育成状況を確認するとともに必要な対応を行うこととしており、前述の学長補佐及び理事特別補佐を経験した教員を名簿等ヘリストアップし、さらに大学経営に関わる機会を設けること等を通じて、任命期間終了後もフォローアップを行い、次世代の経営を担う人材育成へと繋げています。 そのほか、事務職員については、職位に応じて本学が求める人材像・役割・能力とそれに対応した研修を整理した「山形大学事務職員キャリアマップ」を定めています。このキャリアマップにおいては、若手職員の段階から計画的に法人経営に関する知識・能力を育成することにしており、それらに対応した各種の研修を充実させています。今後は「山形大学事務職員キャリアマップ」の実質化のため、従来の研修内容に加え、DX推進に向けたリスクニング研修の実施など幅広くリスクニングの機会を増やし、研修制度の向上に向けて適宜研修制度等の見直しを行っていくとともに、自己研鑽のための新たな休暇・休業制度の導入を図る予定です。また、教員に加え事務職員の適任者を学長補佐に登用する等、法人経営の一旦を担わせることを検討していく予定です。 なお、令和5年4月1日以降の昇任人事については、職位ごとに昇任基準（必要な専門的知識や部下を適正に指導する能力、管理職にあてはまる全学的視点において管理能力、指導能力、企画能力、人材育成能力等）を設け、戦略的に人員配置を行っています。 [大学ホームページ] ・国立大学法人山形大学の経営人材育成方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/jinji/
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学では、国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程に基づき、理事、副学長、法人部局長等の責任・権限を整理しています。また、学長が必要と認めた特定の事項について学長の職務を補佐する学長特別補佐を置くことができることとしており、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 なお、上記規程については大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学業務執行規程（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000021.html 国立大学法人山形大学法人部局長選考規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000165.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-2-1 役員会の議事録		本学では、法人に関する重要事項を審議する機関として、役員会を置き、国立大学法人山形大学役員会規程において、次の事項を審議することとしています。 (1) 基本理念、将来構想及び長期計画に関する事項 (2) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項 (3) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 山形大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (6) 学術研究院に関する事項 (7) 内部質保証に関する事項 (8) その他役員会が定める重要事項 役員会は毎週定例で開催しているほか、必要に応じて臨時にも開催し、学長の迅速な意思決定に資するよう配慮しています。なお、役員会の議事録は各回の会議終了後1週間で大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学役員会規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000006.html 役員会議事録 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		本学の法人経営に係る外部人材の登用について、国立大学法人山形大学学外理事の選考方針を定めており、学外理事の選考にあたっては、「大学に関し広くかつ高い見識を有し、高等教育機関または企業等の経営に精通するもの」とし、複数の候補者の中から、ダイバーシティや地域性等を考慮し選考するとともに、選考にあたっては、学内外の複数の有識者から意見を聴くことと定めています。上記の方針に基づき、外部人材として令和2年度から非常勤理事1名、令和3年度から常勤理事1名を登用しています。 なお、上記学外理事の選考方針及び登用状況については大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学学外理事の選考方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/6916/1648/7141/riji20210323.pdf 国立大学法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/7316/3453/2257/yakuin20211001.pdf
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本学の法人運営に対して、大学を取り巻く多様な関係者の幅広い意見を反映するため、経営協議会の学外委員については、国立大学法人山形大学経営協議会学外委員の選考方針を定めており、学外委員については、「大学に関し広くかつ高い見識を有するもの」とし、経済・産業界、アカデミック分野、地方公共団体、マスメディアなど多様な業種や地域から、ダイバーシティを考慮し多面的な委員構成となるよう留意しています。また、本学の卒業生・修生を少なくとも1名含むものとし、選考にあたっては、学内外の複数の有識者から意見を聴くことと定めています。上記学外委員の選考の方針については、大学ホームページで公表しています。 なお、学外委員がそれぞれの専門的知見を基に役割を果たせるよう、各審議事項において本学の現状・課題等に関して学外委員が理解しやすいようポイントを整理した概要を資料に付し説明しています。加えて、会議の開催に当たり委員には事前に資料を送付し意見・質問を伺っており、会議時にそれらの意見・質問事項について丁寧な対応をすることにより、委員の理解が得られるよう配慮しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学経営協議会 学外委員の選考方針 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/1716/1519/0062/keikyo_senkou.pdf
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		本学においては、国立大学法人山形大学学長選考等規程に基づき、学長候補者の選考に当たりあらかじめ学長候補者の選考基準及び選考実施計画を策定し、学長選考・監察会議が主体的に選考を実施しています。 学長候補者については、学長候補適任者として推薦された者について学長選考・監察会議が選考基準に基づき第一次学長候補適任者を決定し、必要に応じて所信を聴く会を開催した上で、意向投票を実施せず、学長候補適任者に対するヒアリングを行い、関係資料、所信を聴く会及びヒアリング結果を総合的に判断して、最終的に学長候補者を選考します。 なお、意向投票については、平成23年度に山形大学学長選考等規程の一部改正を行い、学内意向聴取の方法の変更と所信を聴く会の開催について規定し、加えて、令和元年度と同規程の一部改正において、学長候補適任者の推薦方式を、従来の組織による推薦から個人による推薦方法に変更したことから、実施しておりません。 選考段階においては、関係規則、会議の議事録、学長候補適任者・第一次学長候補適任者等の情報を、また、選考終了時には選考結果、全体的な選考過程及び選考理由等の情報を大学ホームページで広く公表しています。また、学長候補者の決定時には、学長選考・監察会議の議長が記者会見を実施し、それらを学外に対し説明し公表しています。 [大学ホームページ] 学長選考・監察会議公表資料 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長の任期については、「国立大学法人山形大学学長選考等規程」に、学長選考・監察会議の議論を踏まえ、学長が法人の長として責任ある大学運営や改革等を行うために必要な期間という観点から6年とし、再任されることができないことを規定し、本学ホームページに公表しています。 また、大学を取り巻く社会的な状況の変化に対応したガバナンス体制を構築する観点から、学長は再任されることができないこととしており、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則、及び国立大学法人山形大学学長選考等規程に規定し公表しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000001.html 国立大学法人山形大学学長選考等規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000011.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		法人の長の解任のための手続については、学長選考・監察会議において議論の上、解任に係る学長選考・監察会議への審査請求の方法、審査請求を受けた学長選考・監察会議における審査、文部科学大臣への申し出等について国立大学法人山形大学学長選考等規程に明記し、広く公表しています。 また、学長選考・監察会議において「国立大学法人山形大学学長選考等規程」を令和4年7月21日付けで改正し、調査委員会を設置できることを規定化しました。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学学長選考等規程（再掲） https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG000000011.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程第2条第5号に『学長の業務執行状況の確認に関する事項』と規定しており、当該規定に基づき学長就任3年目に学長の業務執行状況に関する中間評価を実施しています。 中間評価は、「業務運営」「財務経営」「教育研究」の3項目で実施します。学長選考・監察会議は、経営協議会委員や教育研究評議会委員との意見交換、監事からの意見聴取、学長本人へのヒアリングを行い、評価を決定しています。評価結果については、学長選考会議議長から学長へ伝達するとともに、広く学内外に公表しています。 [大学ホームページ] 学長の業務執行状況に係る中間評価結果等 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/information/press/20170327_01/
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議の委員のうち、経営協議会から選出された委員（以下「経営協議会選出委員」という。）については、学外委員9人の中から7人を選出しております。 対して、教育研究評議会から選出された委員（以下「教育研究評議会選出委員」という。）は、これまでは委員のうち各学部長及び医学部附属病院長と規定しており、選出過程を経ないものでしたが、中立性・公正性を担保するため、学長選考・監察会議において「国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程」第3条を見直し、令和4年7月21日付けで規程を改正するとともに、教育研究評議会の委員15人の中から選出された7人とするものとしました。 併せて、経営協議会及び教育研究評議会は、経営協議会選出委員及び教育研究評議会選出委員の選任方法及び選任理由を学長選考・監察会議に報告することとし、報告を受けた学長選考・監察会議は選任方法及び選任理由を公表することとしました。 それを受け、令和5年度学長選考・監察会議委員の選出においては、経営協議会選出委員を経営協議会学外委員9人の中から7人、教育研究評議会選出委員を教育研究評議会委員15人の中から7人選出しており、選出方法についても、経営協議会及び教育研究評議会それぞれにおいて協議の上、選出を行っています。 また、学長選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会から、経営協議会選出委員及び教育研究評議会選出委員の選任方法及び理由の報告を受け、大学ホームページで公表しています。 [大学ホームページ] 経営協議会選出委員及び教育研究評議会選出委員の選任方法及び理由 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/3216/8550/9826/5.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		学長選考・監察会議において大学総括理事を置くことについて検討し、設置を見送ることとしました。今後、管理運営体制の強化に向けた検討の中で、必要に応じて当該事項について検討を行い、大学総括理事を設置することとなった場合はその理由を公表します。

記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	本学では、健全で適正な大学運営及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的として、コンプライアンス遵守に係る方針・運用体制等を国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程に定めるとともに、教職員等及び学生の行動規範となる指針を策定し周知しています。 また、国立大学法人山形大学内部統制規程を制定し、本学の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を新たに整備しています。同規程においては、学内におけるリスク管理に関するモニタリングを実施するとともに、危機管理担当理事及び法人部局長等による内部統制会議にて個別の点検・評価を実施することとしています。さらに、全学の危機管理を集約し、総括することを目的に危機管理室を新たに設置しています。 このほか、公益通報制度、研究活動の不正行為の防止、研究費等の不正使用の防止等に関する推進・責任体制や通報窓口等について規則、指針、行動規範等を整備し、大学ホームページで公表しています。加えて、令和 4 年 7 月 6 日に国立大学法人山形大学公益通報者保護規程の全部改正を行い、改正公益通報者保護法（令和 4 年 6 月 1 日施行）に沿った仕組みとすることとし、外部の通報窓口を設置しています。 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程 http://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000261.html 山形大学コンプライアンス指針 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00000262.html 国立大学法人山形大学内部統制規程 https://www.yamagata-u.ac.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/w679RG00001744.html コンプライアンスに関する取組み https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/compliance
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人として、透明性の高い効率的な大学運営を行い、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、学長定例記者会見や大学ホームページを軸に、多様な媒体を相互に連携させ、適切な時期に、適切な方法で正確な情報を届ける広報活動を徹底しています。 また、学校教育法施行規則により大学において公表が求められている事項（教育情報の公表）についても、情報の受け手となる学生・父母等・社会が適切に情報を得られるように内容を整理した上で、大学ホームページにおいて公表しています。 このほか、多様な関係者に対する透明性を確保するため、本学の使命及び基本理念、将来ビジョン、中期目標・中期計画及び年度計画、自己点検・評価、統合報告書や事業報告書、産業界向けに作成した「求人のための大学案内」等、公表の目的・意味や対象を踏まえた各分野の公表情報を充実化しています。 [大学ホームページ] 教育情報の公表 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/education/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		上記原則 4 - 1 のとおりです。
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	本学の教育目標及び 3 つのポリシーを大学ホームページで公表しているほか、学生が大学で身に付けることのできる能力の根拠として、学生便覧に教育目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、教育カリキュラム、カリキュラムツリー等を記載し、シラバスではそれぞれの授業の目的や授業の到達目標等を記載しています。また、学生の進路状況については、卒業・修了者の就職状況として大学ホームページで公表しています。 学生の満足度調査について、年 2 回実施している学生アンケートの結果や就職活動実態調査の中で行っている就職支援に関する評価は大学ホームページで公開しています。このほか、3 年毎に実施している学生生活実態調査においても満足度調査を行っており、結果はこれまで学内限定で公表していましたが、今後大学ホームページで公表し、教育の質保証に繋がります。 [大学ホームページ] 教育目標及び 3 つのポリシー https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/policy/ 卒業・修了者就職状況 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/education/employment/ 学生の満足度調査（就職支援に関する評価） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/employment/information/quest/ 学生アンケート（年 2 回） https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/etc/st_research/

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 [大学ホームページ] 独立行政法人等情報公開法第22条による公表 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/corporate22/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学医学部附属病院長候補者選考会議関係 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/proceedings/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 [大学ホームページ] 国立大学法人山形大学医療安全管理に関する監査委員会 https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/iryouanzen/